

## 福岡流通団地振興補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡流通団地振興補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、福岡市東区多の津一丁目及び同区多の津二丁目に立地する都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第13号の流通業務地区（以下「福岡流通センター」という。）内の企業の振興を目的として行われる事業を促進するために交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合をいう。
- (2) 団体 法人又は任意団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 規約、会則等の定めがあること。
  - イ 適切な会計処理がなされていること。
  - ウ 意思決定が民主的な方法により行われること。
  - エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
  - オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
  - カ 福岡市内に活動の主たる事務所を有していること。

### (補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、福岡流通センター内に事務所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当する組合等又は団体とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

### (補助対象事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡流通センターまつりの実施に関すること。
- (2) 福岡流通センターの広報に関すること。
- (3) 福岡流通センター内に事務所を有する民間企業の従業員の研修に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福岡流通センター内の企業を振興するために必要な事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条の公職をいう。以下同じ。）の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

（補助対象経費）

第 6 条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（講師謝礼金等）
- (2) 需用費（印刷消耗品費・物品購入費等）
- (3) 役務費（通信運搬費・広告料等）
- (4) 委託費（流通センターまつり会場設営費、研究調査費、ホームページ管理運営費等）
- (5) 使用料及び賃借料（流通センターまつり設備費、研修会場借上料）
- (6) 備品購入費（機械器具等）

（補助対象期間）

第 7 条 補助の対象期間は、交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

（補助金の額）

第 8 条 補助金の額は、交付対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付とする。この場合において、備品購入にあっては、補助対象経費の総額の 10%以内の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第 9 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度市長が指定する日（以下「申請期限」という。）までに、福岡流通団地振興補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請期限は、市長が必要と認めるときは、繰り下げることができる。

3 補助事業者は、第 1 項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（決定の通知）

第 10 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡流通団地振興補助金交付決定通知書（様式第 2 号）によりすみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知し

なければならない。

- 2 市長は、前条第3項ただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨を付して交付決定を行うものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、福岡流通団地振興補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

#### （補助事業等の変更）

- 第11条 規則第6条第1項第1号若しくは同項第2号も規定する承認又は規則第17条第1項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡流通団地振興補助金交付額等変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第8条又は前条第1項の決定を変更することができる。

#### （実績報告）

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該完了又は承認の日から1月以内に福岡流通団地振興事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

- 第13条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において報告書などの書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡流通団地補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

#### （消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福岡流通団地振興補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （取得財産等の管理）

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。
  - 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第8

号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(暴力団の排除)

第 16 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

- 3 令和 5 年 2 月 28 日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。  
(経過措置)
- 3 令和6年2月29日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和10年3月31日をもって、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。  
(経過措置)
- 3 令和7年2月28日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 福岡市長

所在地

名 称  
代表者名

(電話番号 )

### 福岡流通団地振興補助金交付申請書

福岡流通団地振興補助金交付要綱第 9 条の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。補助事業の遂行に当たっては福岡市補助金交付規則及び福岡流通団地振興補助金交付要綱を遵守します。

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者及びその役員が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

### 記

- 1 補助金名 福岡流通団地振興補助金
- 2 補助金額 金 円
- 3 関係書類
  - (1) 申請者の規約等
  - (2) 申請者の役員名簿（様式 第 1 号－ 2） 、 会員名簿等
  - (3) 福岡流通団地振興事業の実施計画書等
  - (4) 福岡流通団地振興事業の収支予算書等
  - (5) 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる実施計画書等
  - (6) 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる収支予算書等
  - (7) その他必要と認める書類
- 4 概算払いの有無及び理由



補助金交付からの暴力団排除について  
(お知らせ)

福岡市では、平成 22 年 7 月に施行した福岡市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。

「福岡流通団地振興補助金」についても、交付要綱を改正し、暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し補助金を交付しない、又は交付決定を取り消す等の措置を行うこととしております。

このため、福岡市では、この補助金の交付決定にあたり、申請される方（事業者）又は申請される団体の役員が暴力団員等でないか福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承願います。

また、申請される方（事業者）又は申請される団体にはこの照会確認に必要な個人情報（法人の場合は、「役員名簿」）の提出をお願いしております。

様

福岡市長

福岡流通団地振興補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡流通団地振興補助金について、  
下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助内示金額

3 補助金交付予定時期及び額

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱の定めるところにより、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することになる。
- (5) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から 15 日以内とする。
- (6) その他福岡市補助金交付規則及び福岡流通団地振興補助金交付要綱の定めを遵守すること。

様式第 3 号

経支第 号  
年 月 日

様

福岡市長

福岡流通団地振興補助金不交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡流通団地振興補助金については、審査の結果、交付しないこととしましたので、福岡流通団地振興補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

様式第 4 号

年 月 日

(宛先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

(電話番号 )

### 福岡流通団地振興補助金交付額等変更申請書

年 月 日付経支第 号で交付の決定を受けた、福岡流通団地振興補助金に係る実施計画を次のとおり変更したいので、福岡流通団地振興補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

様式第5号

年 月 日

(宛先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

(電話番号 )

### 福岡流通団地振興事業実績報告書

年 月 日付経支第 号で交付の決定を受けた、福岡流通団地振興補助金に係る事業の全部について完了いたしましたので、福岡流通団地振興補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

#### 記

#### 関係書類

- 1 福岡流通団地振興事業実施報告書等
- 2 福岡流通団地振興事業収支計算書等
- 3 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる実施報告書等
- 4 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる収支計算書等
- 5 支出の確認ができる書類や写真等の写し
- 6 その他事業の実施が確認できる資料等

※ 第12条第2項の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が実績報告時点で明らかである場合はその額を記載し減額すること。

様式第6号

経支第 号  
年 月 日

様

福岡市長

福岡流通団地振興補助金交付確定通知書

年 月 日付で完了の届出のあった福岡流通団地振興事業に対する補助金の交付について調査して確認した結果、福岡流通団地振興補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金確定額

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

（あて先）福岡市長

団体の所在地 〒

団体名

代表者氏名

年度福岡流通団地振興補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付、経支第 号により交付決定があった 年度福岡流通  
団地振興補助金について、次のとおり報告する。

記

1 補助金の額の確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控  
除税額

金 円

※2の金額が0円の場合、以下のいずれかの該当する□にレ印でチェックする  
こと。

- 免税事業者の場合
- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合
- 消費税が課税されない任意団体等の場合

3 添付書類

2の金額の積算の内訳書 等

## ※留意事項

- (1) 会計士等に確認のうえ回答してください。
- (2) 次のような消費税法の課税事業者は、複数の確定申告が必要になります。
  - ① 事業を翌年度に繰越した場合
  - ② 事業者の課税期間が4月～3月ではない場合

## 添付資料

### (1) 2の金額が0円の場合

#### ①免税事業者の場合

- ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・免税事業者届出書（法人税確定申告をしていない場合）

#### ②簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合

- ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

#### ③消費税が課税されない任意団体の場合

※原則添付資料不要ですが、必要に応じ資料の提出を求めています。

### (2) 2の金額が0円以外の場合

- ・報告の内容が記載された概要（「別紙」参照）
- ・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- ・消費税及び地方消費税及び確定申告書の付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算書表」の写し
- ・その他参考となる資料（特定収入額、補助金のうち課税仕入れ等に係る消費税額がわかる資料）

(別紙)

- 1 施設名
- 2 補助事業者名
- 3 施設の所在地
- 4 補助金等の名称
- 5 補助金交付年度及び補助金確定額
- 6 補助金返還額の概要
  - (1) 特定収入額及び内訳
  - (2) 特定収入割合
  - (3) 課税売上割合
  - (4) 交付を受けた補助金のうち、課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額
  - (5) 補助金返還額

様式第8号（第15条関係）

福岡流通団地振興補助金 財産処分承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）福岡市長

所在地	(〒 - )
社名及び 代表者氏名	
<連絡先>	
担当者氏名	
電話番号	( ) -
メールアドレス	

福岡流通団地振興補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したので承認を申請します。

記

1. 処分財産の品名及び取得年月日
2. 処分財産の取得価格及び時価
3. 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
4. 処分の理由